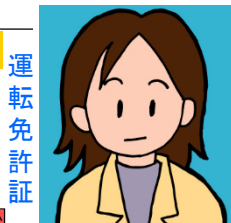


運転免許証の裏面には臓器提供意思表示欄があります

氏名	日本花子	昭和50年 7月 1日生																		
住所	東京都千代田区霞が関2-1-2																			
交付	平成22年07月17日 12345																			
平成27年07月01日まで有効																				
免許の条件等	優良																			
番号	第 123456789000 号																			
二小限	平成05年07月01日	<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>大型</th> <th>中型</th> <th>普通</th> <th>大特</th> <th>大自</th> <th>普通</th> <th>大特</th> <th>小特</th> </tr> <tr> <td>原付</td> <td>大</td> <td>中</td> <td>二</td> <td>一</td> <td>一</td> <td>二</td> <td>一</td> <td>二</td> </tr> </table>	種類	大型	中型	普通	大特	大自	普通	大特	小特	原付	大	中	二	一	一	二	一	二
種類	大型		中型	普通	大特	大自	普通	大特	小特											
原付	大		中	二	一	一	二	一	二											
他	平成07年08月10日																			
二種	平成14年09月20日																			



〇〇〇〇
公安委員会

備考

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思表示をすることができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】

特記欄：) 《自筆署名》
《署名年月日》 年 月 日

改正臓器移植法の施行に伴う臓器提供の意思表示欄

- ※ 臓器提供の意思は、必ず表示しなければならないものではありません。また、この部分を記載していないからといって、運転免許行政上の取扱いに影響を与えるものではありません。
- ※ 臓器提供の意思等を表示する方法については、(社)日本臓器移植ネットワークが作成しているリーフレットを参照してください。
- ※ リーフレットは免許センターあるいは警察署の交通窓口にあります。
- ※ 一度表示した臓器提供に関する意思を変更する場合には、(社)日本臓器移植ネットワークが作成している臓器提供意思表示カード(ドナーカード)を使用してください。
- ※ 運転免許証の更新及び保管、運転免許の取消し、停止等に伴い運転免許証を提出した場合には、更新(併記を含む。)後に交付される運転免許証又は臓器提供意思表示カード(ドナーカード)等の書面に臓器提供の意思等を記入するようにしてください。
- ※ このほか、臓器提供の意思表示に関する質問等については、以下の連絡先にお問い合わせください。

東京都港区虎ノ門1-5-16 晩翠ビル3階

(社)日本臓器移植ネットワーク

TEL: 0120-78-1069 (携帯電話からは 03-3502-2071)

FAX: 03-3502-2072